

○司会 時間になりましたが、ちょっと委員の先生の中でおくれておられる方がおられますので、申しわけございません、もうしばらくお待ちください。

ただいまから、第 35 回大阪市環境審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

本日の司会を務めてさせていただきます環境局環境施策課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、12 名でございます。委員 20 名のうち半数以上の出席を得ておりますので、本審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、傍聴者の皆様にはあらかじめご説明をさせていただいております「傍聴要領」に従いまして、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、北辻環境局長からご挨拶申し上げます。

○北辻環境局長 環境局長の北辻でございます。

大阪市環境審議会委員の皆様方には、大変ご多用の中、またこの時間の開催にもかかわりませず、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。

本年 1 月に開催をさせていただきました前回の環境審議会では、生物多様性戦略について、最終的な取りまとめをいただき、答申を頂戴いたしました。

本市におきましては、その答申を受けまして、3 月に「大阪市生物多様性戦略」を策定し、その推進に向けて取り組んでおるところでございます。

委員の皆様には、この場をかりて、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、先月、大阪府北部を震源とする地震、また、今月には広島、岡山、愛媛を初め、西日本を襲いました豪雨災害ということで、大規模な災害が相次いで発生いたしております。亡くなられました方々や、被災されました方々に対しまして、心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

今なお、避難されている方々もたくさんいらっしゃる状況にあり、本市としましても、大きな被害を受けました倉敷市において、災害廃棄物の撤去、搬送を行うという支援活動を現在、展開しておりますけれども、私どもといたしましても、災害時における廃棄物処理の大変さといえますか、自治体としての責任の大きさというのを、改めて認識を新たにしているところでございます。

本日の議題とさせていただく、新しい環境基本計画につきましては、環境にかかわるマスタ

ープランということで、持続可能な社会に向けたパラダイムシフトをコンセプトに、SDGsの考え方を積極的に活用し、防災や経済、地域振興など、さまざまな課題の解決につながるものにしていきたいというふうに考えてございます。

また、現在、招致に取り組んでおります、2025年の大阪・関西万博では、持続可能な社会・経済システムの構築というのがテーマの1つ、重要なテーマになってございます。2030年のSDGsの達成に貢献することが、そのコンセプトとして挙げられております。

委員の皆様方には、将来の大阪市のビジョン策定に向けまして、さまざまなご意見を頂戴し、ご審議いただきますようお願いを申し上げます、審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、議事に入らせていただく前でございますが、前回の審議会がございました1月22日以降に新たに委員にご就任いただきました3名の方をご紹介します。

大阪市会港湾消防委員長の市位謙太委員でございます。

○市位委員 よろしく申し上げます。

○司会 大阪市会環境対策特別委員長の島田まり委員でございます。

○島田委員 島田でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 本日はご欠席でございますが、大阪商工会議所の槇山愛湖委員にご就任いただいております。

本日、ご出席の皆様方のご紹介ですが、お手元に配付の「配席図」をもってかえさせていただきます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。まず、「次第」。次に「大阪市環境審議会委員名簿」。「配席図」。続いて、資料1「現行の大阪市環境基本計画（平成23年度策定）の進捗状況等について」。資料1-1「参考資料」。資料2「大阪市環境基本計画の改定について（諮問）」。「資料3「部会の運営（公開・非公開）に関して」。続いて、資料4「新しい大阪市環境基本計画について」。続いて、資料5「審議会の運営（傍聴者の発言）に関して」。続いて、資料5-1「傍聴要領」。資料5-2「審議会等の設置及び運営に関する指針」。そして、最後が参考資料1「大阪市環境審議会規則」でございます。

資料の漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、上甫木会長にお願いしたいと存じます。上甫木会長、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○上甫木会長 会長の上甫木でございます。これからの進行は、私のほうで務めさせていただきます。

それでは、議題の「大阪市環境基本計画」の改定についての諮問に、まず移りたいと思います。

この改定に関しまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○岡本環境施策課長 環境局環境施策課長の岡本でございます。私のほうからこの現行の環境基本計画に基づく取り組みの状況と、今回、改定に着手するに当たっての背景につきまして、お手元の資料1と、資料1-1を用いましてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。初めに、環境基本計画の位置づけでございますが、1ページの1のところでございます。この環境基本計画は「大阪市環境基本条例」に基づく環境施策のマスタープランでございます。

次に、現行の計画の目指すものでございますが、2のところでございます。「環境先進都市大阪」の実現を目指すこととしておりまして、そのために下の丸が3つあるんですけども、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保の3つを環境施策の3本柱と位置づけておりまして、これを全ての主体の参加と協働のもとで展開していくということとしております。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。現行計画の計画期間でございますが、2020年度までの10年間となっております。先ほどご説明させていただきました3本柱ごとに目標を設定しております。この目標の達成状況でございますが、こちらにつきましては、資料1-1のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料ですが、こちらの1ページをごらんいただきますようお願いいたします。

初めに、市域からの温室効果ガス排出量を減らす目標についてでございます。2011年3月に発生しました東日本大震災以降、CO₂を排出しない原発が順次停止をし、火力発電への依存度が高まったことを背景としまして、2011年度以降、この排出量が増加に転じましたが、2013年度をピークに、再び低下傾向ということになっております。直近の2015年度の実績でございますが、この右端の棒グラフにありますように、1,925万トンということでございまして、右下のところに目標との比較を整理しておりますが、現行の2020年度目標、1,938万トンを前倒しで達成したという状況でございます。

しかしながら、その下の2030年度目標、こちらが2013年度に比べまして30%削減というこ

とで、国よりも厳しい目標を設定しておりますし、その下、長期目標でございますけれども、こちらのほうは427万トンということで、大変厳しい目標となっておりますので、取り組みについてはさらなる強化が必要であるというふうに考えております。

続きまして、資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは、焼却工場でのごみ焼却量でございますが、当初、目標としておりました100万トンを平成26年度に達成をしまして、現在は平成37年度、2025年度に84万トンとする、そういう目標を掲げ、取り組みを進めているところでございます。

続きまして、その下、3ページでございますが、快適な都市環境の確保にかかわる目標についてでございます。その中で、まず水質にかかわる環境基準、BOD・CODにつきましては、市内の全ての地点で基準を達成しております。

続きまして、4ページでございますが、大気環境についてでございます。全体といたしましては改善が進んでいるというふうに考えておりますが、この表の中で、黒塗りの部分、光化学オキシダントなどにつきましては、環境基準未達成という状況がございます。

それから、その下のところでございますが、土壌、地下水、騒音、ダイオキシン類に関しましても、環境基準が未達成のところがございます。

続きまして、6ページをごらんください。こちらは、緑にかかわる目標でございます。下の表のほうで、項目ごとに基準値となる策定時の値。それからその右に目標の水準。さらにその右に、直近の状況というふうに整理をしております、全体として横ばいで推移しているものというふうに考えております。

続きまして、7ページでございます。ヒートアイランドにかかわる目標でございますが、平均気温に関しましては、地球温暖化の影響もあり、大阪市では長期的に見ると、100年間で2度上昇しております。2000年以降につきましては、おおむね横ばいで推移しているという状況でございます。

続きまして、8ページをごらんください。こちらに関しましては、熱帯夜の日数でございます。2000年ごろまでは、右肩上がりで上昇をしてきたということでございますが、2000年ごろを境に、トレンドの転換が見られるということでございまして、直近5年間の平均値は、地球温暖化の影響を除くベースで、2000年と比べますと、大体2割程度減少しているという状況でございます。

現行計画に掲げました目標の達成状況は、以上でございます。

続きまして、資料1のほうに戻っていただきまして、資料1の3ページをごらんください。

5ということで、こちらは環境をめぐるこれまでの社会の動きと本市の環境行政の歩みを振り返りたいということで整理をしたものでございます。

まず、上段の箱の中でございますけども、昭和30年代から40年代にかけては、日本が飛躍的な経済成長を遂げた時代でございましたが、一方で、大気汚染や水質汚濁など、公害が社会問題化した時代でもございました。そうした中で、公害対策基本法を初めとする、法整備が進められ、昭和46年、1971年には環境庁が発足し、公害克服に向けました取り組みが進展していくこととなりました。

世界に目を向けますと、1972年に、国連人間環境会議におきまして、人間環境宣言が採択をされまして、人間と環境との調和、環境保全の重要性が示されたところでございます。その20年後、1992年には、国連環境開発会議、いわゆる地球サミットにおきまして、気候変動と生物多様性に関する、いわゆる双子の条約が採択をされまして、地球環境問題に関する世界的な枠組みが形成されることとなりました。

こうした国際情勢のもと、日本では1993年に環境基本法が公布・施行され、翌1994年には、国において初めての環境基本計画を策定したということとなっております。

こうした国際的、あるいは我が国の動きを受けまして、その下のフローでございますが、本市におきましては、一番左のほうですけども、1995年に環境基本条例を施行いたしました。翌年の1996年には、条例に基づき、初めての環境基本計画を策定いたしました。その後、中間見直しを2003年に実施し、その計画が期限切れを迎える2011年3月には、現行の環境基本計画を策定いたしまして、低炭素社会の構築など3本柱に沿いまして、環境施策を展開してきたところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。本市の環境基本計画を取り巻く状況でございますが、2015年の国連サミットにおきまして、持続可能な開発目標、SDGsを核とするアジェンダが採択をされまして、2030年に向けて世界が合意した共通の目標ということになりました。SDGsにつきましては、「参考資料」の9ページのほうをごらんいただきたいんですけども、環境を初め、普遍的なテーマが扱われております。その達成のために、国や自治体、企業など、あらゆるステークホルダーの参加が求められているところでございます。また、10ページでございまして、同じ2015年には、気候変動に関する国際的な枠組みでございまして、パリ協定が採択されまして、今世紀後半に、人為的な温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる、つまりプラス・マイナス・ゼロにするということが世界全体の目標として合意されたところでございます。

その下の11ページでございますが、国内的には、ことしの4月に、国の新たな環境基本計画が策定をされまして、SDGsの考え方を踏まえて、環境・経済・社会の統合的向上という方向が示されております。

次の12ページでございますが、新たな国の環境基本計画では、日本が人口減少、高齢社会を迎える中で、環境だけでなく、経済や防災、健康などさまざまな課題の統合的な解決を目指す施策というものが、重点施策として盛り込まれたところでございます。

また、13ページでございますけれども、ことしの6月には循環型社会の形成を目指す国の計画も策定をされたところでございまして、こうした国内外の動向を踏まえまして、大阪市の新たな環境基本計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、14ページをごらんください。14ページ以降では、本市の人口の動向を記載しております。本市では、都心回帰の傾向を受けまして、人口の増加が足元続いておりますが、今後は、高齢化の影響で減少に転じるというふうに見込まれております。また、人口減少と高齢化の進展は市内一様でなく、地域的な不均衡を伴いながら進行するというふうに見込まれておりまして、その下の15ページでございますけれども、真ん中のほう西区や中央区など都心部は、白地に斜線でお示しをしておりますところですが、2040年に向けまして、人口はプラスになるというふうに推計をされております。一方、その周り、特に南部を中心とするところで、濃い色でお示ししているところがございまして、その周りでは人口がマイナスになるというふうに見込まれております。

次の16ページでございますが、高齢化率に関しましても、中心部では30%未満に抑えられますが、その周り、特に南部を中心に高齢化率が高くなるというふうに推計をされております。こうした本市の人口の動向も踏まえる必要があるというふうに考えております。

以上で、現行の環境基本計画に基づく取り組みの状況と、今回、改定に着手するに当たっての背景についての説明を終わらせていただきます。

○上甫木会長　ありがとうございました。

それでは、諮問をお受けしたいと思います。

○司会　北辻局長、よろしく申し上げます。

皆様方におかれましては、資料2に諮問文をつけておりますので、ご参照ください。

○北辻環境局長　大阪市環境審議会会長上甫木昭春様、大阪市長吉村洋文。大阪市環境基本計画の改定について諮問。標題について、次のとおり貴審議会に諮問します。記。大阪市環境基本計画の改定について。

諮問理由。

本市では、「大阪市環境基本条例」第8条に基づき、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」、平成32年度までの10年間を計画期間とする「大阪市環境基本計画」を平成23年3月に策定し、「環境先進都市大阪」の実現を目指して、各種環境施策を展開しているところです。

しかしながら、世界に目を転じますと、地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が2015年に採択されるなど、時代は大きな転換期を迎えています。

我が国においても、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、本年4月に、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す「第5次環境基本計画」が策定されました。計画では、SDGsの考え方も活用し、多様な主体とのパートナーシップのもと、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくことや、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からイノベーションを創出していくという、今後の環境政策についての基本的な考え方が示されたところです。

本市では、人口の増加傾向が続いておりますが、今後、減少に転じ、地域的な不均衡を伴いながら、人口減少・高齢化が進展していくものと見込まれており、「経済」、「市民生活、医療・福祉」、「まちづくり」の各分野にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

このような本市を取り巻く状況を踏まえ、本市としましても、多様な主体とのパートナーシップを強化しながら、本市が進めるさまざまな施策において、環境負荷の低減を追求していくことが重要であると考えます。

こうしたことから、本市の新たな環境基本計画について、ご検討いただきたく、貴審議会に諮問をいたします。

(北辻環境局長より、上甫木会長へ諮問の手交)

○司会 では、上甫木会長、引き続きお願いいたします。

○上甫木会長 ただいま諮問をお受けいたしました。先ほどの事務局の説明を踏まえて、審議を進めてまいりたいと思います。

まず、審議会規則第6条第1項に基づきまして、部会を設置し、計画策定に向けた調査・審議をお願いしたいと思います。

部会の委員の構成について、事務局から案はございますでしょうか。

○岡本環境施策課長 はい。事務局のほうで案を作成しておりますので、ちょっと今から配

付をさせていただきます。

それでは、ご説明をさせていただきます。まず、参考資料1「大阪市環境審議会規則」のほうをちょっとごらんいただきたいと存じます。一番後ろについている資料でございます。

この審議会規則の第6条第2項におきまして、「部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。」というふうに定められております。それを踏まえまして、ご説明させていただきますが、お配りさせていただいております名簿でございますけれども、事務局といたしましては、環境審議会委員として、当審議会の会長代行であり、環境・エネルギー分野がご専門の下田委員及び環境経済などをご専門とされております藤田委員のお二方に部会にご参加いただけたらというふうに考えております。

また、専門委員といたしましては、資源循環、廃棄物処理がご専門の京都大学の浅利美鈴准教授。緑地計画、生物多様性がご専門の大阪府立大学の今西純一准教授。それから、まちづくりや住環境建築がご専門の関西大学の岡絵理子教授。それから、サステナビリティや都市計画がご専門の大阪大学の原圭史郎准教授。それから、環境保全技術の国際協力などの活動に取り組んでおられます公益財団法人地球環境センターの大石一裕専務理事の5名、あわせて7名の方にご就任いただいておりますというふうに考えてございます。

それから、部会長に関しましては、規則の第6条第3項のほうで、「部会に属する委員のうちから会長が指名する。」というふうに定められております。事務局といたしましては、委員お二方のうち、下田会長代行にお引き受けいただければと考えております。

事務局としての案につきましては、以上でございます。

○上甫木会長　ありがとうございます。

それでは、先ほど説明がありましたように、今、事務局の案をお伺いしましたけれども、審議会規則の第6条第2項と第3項に基づきまして、私のほうから部会委員と部会長を指名させていただきますと思います。

今のご提案に基づきまして、部会委員は、下田会長代行及び藤田委員にお願いしたいと思います。また、専門委員として、浅利委員、今西委員、それから岡委員、原委員、大石委員に審議をお願いしたいと思います。

そして、部会長は下田会長代行にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、今指名させていただきましたので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、続きまして、今回設置する部会の運営について、前回の審議会で、岡委員から問題提起がございましたので、ここで、今回設置する部会の運営に関して、事務局より説

明をお願いしたいと思います。

○岡本環境施策課長　それでは、部会の運営に関しまして、ご説明をさせていただきたいと
思います。資料3をごらんいただきたいと存じます。

前回、1月の審議会におきまして、岡委員が提起されました審議会委員による部会の傍聴に
関する取り扱いに関してご説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、岡委員におかれましては、昨年11月に委員就任後、当時、生物
多様性部会の傍聴を希望され、事務局に申し入れをされましたが、部会につきましては、非公
開の取り扱いということで、事務局のほうで傍聴をお断りさせていただいたというものでござ
います。

部会を非公開とする取り扱いにつきましては、平成9年の環境審議会におきまして、専門部
会での検討結果も踏まえ決定され、現在に至っておりますが、今回、策定いたします環境基本
計画に関しましては、資料3の下のほうで書かせていただいておりますとおり、市民や事業者
等の理解や協力を得ていくためにも、部会を含め、計画策定過程を公開することとしたいとい
うふうに考えております。

事務局の見解は、以上でございます。

○上甫木会長　ありがとうございます。

部会の公開、非公開について、前の審議会で岡委員から問題提起があったわけですが、
何かご意見等ございましたら、ご発言願えたらと思いますけど、いかがでしょうか。岡委員、
何かございますか。

○岡委員　特にございません。

○上甫木会長　では、特になければ、先ほど事務局の見解がありましたように、市民、事業
者等の理解や協力を得ていくというような趣旨もありますので、今回設置する部会については、
公開とするということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、公開ということで進めていきたいと思えます。

次に、本日は新たな大阪市の環境基本計画のコンセプトや計画期間、今後の進め方などに
ついてご議論を進めたいと思えますので、これに関しては事務局から説明をお願いしたいと思
います。

○岡本環境施策課長　それでは、資料4をごらんいただきたいと存じます。

新しい大阪市環境基本計画に関しまして、計画のコンセプト及び計画期間、また、今後の進

め方について、事務局としての考えをご説明させていただきます。

まず、①「新計画のコンセプト」でございますが、「持続可能な社会に向けたパラダイムシフト」としております。そのために、まず1点目といたしまして、市民や事業者などあらゆるステークホルダーとのパートナーシップを強化することが重要であるというふうに考えておりまして、市民や事業者と一緒に考え、行動し、結果を評価し、次の行動につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、私ども一人一人のライフスタイルが、地球環境など世界の問題に直結し、複雑に影響を及ぼすようになっておりますことから、普及啓発や環境教育、またライフスタイルの変革に取り組むことが大変重要であるというふうに考えております。

次に、2点目でございます。SDGsの考え方を活用いたしまして、環境・経済・社会の統合的向上を目指してまいります。

3点目でございますが、未来社会をデザインするというところで、多くの人、事業者の皆さんの英知と技術を結集することでイノベーションを創出し、人間が輝く豊かな未来社会をデザインできればというふうに考えております。また、そのために、素案作成前に、広くアイデア募集を行うなど、進め方を工夫してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、②「計画期間」でございます。SDGsが目指すゴールに合わせまして、2030年度を目標年度とし、国の環境基本計画の動向を踏まえまして、中間時点で見直しを行うこととしたいというふうに考えおります。

最後に、③「今後の進め方」でございますが、今年度は、審議会及び部会をそれぞれ2回、開催させていただきまして、素案を取りまとめていただきたいというふうに考えております。第2回の審議会につきましては、2月ごろを予定しております。素案の検討に当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、未来社会のデザインということで、広くアイデアを募集させていただきたいというふうに考えております。

また、計画ができ上がってからということではなくて、素案の段階でパブリックコメントを実施したいというふうに考えております。この表でいきますと、3月ごろを想定しております。その結果も踏まえまして、来年度、部会及び審議会をそれぞれ1回開催いたしまして、新しい計画の案を取りまとめていただきたいというふうに考えております。

なお、お示ししておりますスケジュールにつきましては、現時点で我々が想定しております最短のスケジュールでございます。検討状況によりましては、多少後ろ倒しになる可能性がありますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○上甫木会長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたけども、計画のコンセプト、進め方などについて、ご意見をいただければありがたいと思います。

先ほど、部会のメンバーが一応決まりましたけども、これから部会が展開されるわけですので、それに先立って、審議会のメンバーからこういう視点はぜひ検討してほしいとかといったような意見があれば、この場で言ういただければ生産的かなと思いますので、よろしく願いいたします。

○下田会長代行 じゃ。

○上甫木会長 お願いします。

○下田会長代行 これはかなり大変な仕事であるなという認識をしておりますけれども、先ほどのご説明を伺っておりますと、これまでの環境基本計画というのが、温暖化と廃棄物とそれから、それ以外の都市環境に関するいろんな指標というのがあって、割と定量化しやすいものを、その数値を改善していくということを、要するに、解かないといけない問題というか、課題を解決していくということを主眼に置かれた計画であったものを、今回、国の環境基本計画に倣って、総合的に、我々コベネフィットということもあるんですけども、例えば、温暖化対策が経済対策につながったり、廃棄物対策が大気汚染対策につながったり、いろんな環境問題を同時に解決するような、やり方のほうを考えていこうというふうに大きく転換されるのかなというふうに思ったんですけども、そのときにちょっと2つ考え方をお伺いしておきたいんです。1つは、やはり、そういう個々の定量的な環境質に対して、何も配慮しなくていいのかという。温暖化に関しては、温暖化の計画があって、恐らく廃棄物についても別に計画をお持ちだと思うんですけども、そうすると、それ以外の従来からやっている騒音だとか水質だとか、そういうものに対する配慮というのをちょっとどう考えられるのかなというのが1つ。

それから、もう一つは、こういうふうにSDGs的に、いろんな側面から、環境だけじゃなくて、経済とか、社会とか、そういう視点も含めて計画をつくっていかれるとすると、これは、本当は都市でいうと、総合計画にかなり近いものになっていくなど。それを環境計画の中でやっていかれるということは、都市の施策として実効性があるのか。この環境審議会はいろんな部局の局長さんもお見えになっているので、そういう意味で大阪市全体として、この施策を環境施策と言われるもの以外にも広げて、統合的にやっていこうということでしたらそれでもいいと思うんですけども、そのあたりのちょっとスタンスについて、もしお考えがあればお伺

いしておきたいと思います。

以上です。

○岡本環境施策課長　それでは、2点ご質問がありました。

1点目ですけれども、個々の環境問題に関しましては、引き続き数値目標を設定して、取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。こちらについては、国の基準なんかも踏まえて、きっちりとやっていきたいというふうに考えております。

2点目のところでございますが、環境、経済、社会の課題というのは複雑に影響し合っておりますので、我々としては同時解決の方向性を示していきたいというふうに考えておりますが、委員ご指摘のとおり、実効性を確保していくことというのは非常に大きな課題であろうというふうに考えております。事務局であります環境局といたしましては、そういう意味では横串を刺す機能を強化していく必要があるかというふうに考えておまして、市長をトップといたします庁内組織を現在持っておりますので、それを活用する、あるいはワーキンググループというものを新たに設置するという事で計画を策定、推進してまいりたいというふうに考えております。

また、異なる部局の施策、事業も我々として後押しをしていく必要がございますので、そのための財源を確保していくということも重要であろうかというふうに考えておまして、環境局としましては、我々のほうが汗をかいて、電力調達コストを引き下げるなどして、独自の財源を確保しますことや、あるいは、例えば、来年度始まる森林環境税なんかも活用するなど、計画に位置づけた施策、事業を後押しできるようにしていきたいというふうに考えております。

○下田会長代行　ありがとうございます。

○上甫木会長　今のは、環境の側面から見た総合計画をやるんだという、そういうような捉え方でもよろしいんですかね。

○岡本環境施策課長　はい、そうですね。大阪市、総合計画は、実は、今ないわけなんですけれども、総合計画的なものを持っておりますので、それはそれでありまして。我々はそれと整合をとる形であり、環境のマスタープランをつくるということなんですけれども、切り口は環境なんですけれども、それが経済あるいは社会と密接にかかわっているので、我々としてはそれを同時に解決していくという、そういう打ち出しをしていきたいということでございます。

○上甫木会長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。じゃ。

○市川委員　今、下田会長代行の質問に答えられ、その他というか、大気とか、水とかの話

で、何か数値目標みたいなのを決めるという話をされていたんですけど、大阪市さんができること、できないことというか、大阪市さんが頑張れることと頑張れないことってあると思うんですよね。今回の、現行の大阪市環境基本計画進捗状況の資料1の中で、大気でPM2.5と、オキシダントの環境基準が達成できていないという説明があったんですけども、オキシダントにしても、PM2.5にしても、広域の大気汚染で、ほとんど越境汚染の影響が強いものですよね。なおかつ、オキシダントについては、環境基準の設定そのものが厳し過ぎるということもあって、幾ら頑張ったって100%というか、何%にも、幾らこういう目標を挙げられていても達成しないと思うんですよね。だから、今後もこういう目標は見直していただいたほうがいいと思いますし、目標として挙げるんだったら、オキシダントとか、PM2.5の原因物質のSO_xとか、NO_xの削減のほうで数値目標をつくられたほうがいいんじゃないかと思うんです。

それと同じようなことが、CO₂の話も多分出てくると思うんですけど、今回、2030年なんであれですけど、多分2050年の80%削減というのも国の第5次環境基本計画の中には、やっぱりイノベーションがないとできないと。イノベーションの中で、CCSとかCCUとか出てきますけど、これに大阪市さんが責任を持ってないわけですよ。国だったら、国としてのプロジェクトがあるので責任を持つと思いますけど、大阪市さんがCCSとかCCUの開発にどこまで責任を持てるかということがあるので、大阪市さんとして責任の持てないところに依存するような場合に、どういう目標を立てて、どういうふうに取り組んでいかれるかというのは、部会の先生方、部会のほうできちんと考えていただきたいなというふうに思います。

○上甫木会長　ありがとうございます。

下田委員、何かありますか。

○下田会長代行　いいですか。

○上甫木会長　はい。

○下田会長代行　前段の、大阪市だけで解決できない環境問題の件は他の都市でもあるのですけれども、1つは、目標に挙げておかなければ、市民に対して良好な環境を提供するという目的に反します。ただ、それが大阪市の努力だけで達成できないという状況については認識しておく必要があるというスタンスになると思っております。ですから、目標に掲げているということで、しっかり測るということが、恐らく大阪市としてはまず大事だろうと。大阪市の中で解決できることであれば、それはしっかり努力すると。分析した結果、大阪市ではなかなか解決できないということに関しては、当然、もっと広域の府なり国に対して働きかけていくと

いうことはあるのでしょうかけれども、ただ、ほかの都市でも同じことを議論したことがあるのですけれども、やはり、その町だけで解決できないことであっても、やっぱり測って、それに向けて、何かからの分析なり、定言なりを続けていくことが大事であろうというふうに考えております。

今のでよろしいでしょうか。

○市川委員 少なくとも、オキシダントの問題は、環境基準の達成云々という話ではなく、これはずっと何十年もゼロ%が続いているので、これから10年先挙げても、恐らく難しいと思うんですね。だから、そこは環境基準100%達成という目標ではなくって、もう少し。だから、目標に挙げられるのはいいと思います。それから、オキシダントをはかって、モニタリングするのはいいと思うんですけど、それを大阪市さんが目標にするというのは、10年やっても恐らく10年後にどういう結果が出るか、よくわかられていると思うんですけどね。だから、そこはちゃんと考えられたほうがいいと思うんですけど。

○上甫木会長 ありがとうございます。

目標の設定に関しては、そのあたりも少し踏まえて部会のほうで議論を深めていただくと。いずれにしても、各市なり、取り組み方というのは、目標に対する性格づけみたいなものですか、それはやっぱり、整理しておく必要があるのかなというのは感じておりますけども。

中野委員、お願いできます。

○中野委員 はい。

資料4でご説明いただきました新計画のコンセプトで、「持続可能な社会に向けたパラダイムシフト」という言葉が非常にキーワードになっていると思うんですが、パラダイムシフトというのが、何を指すのかということについて、そこら辺を具体的、明確にしていきたいと思うんです。と申しますのは、今、下田委員からもご発言がありましたけども、資料4に「SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上をめざす」と書いてありますね。次の行で、「経済と環境の統合の明確化」って書いてある。ここで「社会」って言葉が抜けていますね。「明確化とそのため仕組み構築」。その下に「環境負荷の低減に資する技術の開発や産業の転換など」って書いてある。この3行で、既にもういろんな、角度をかえた違うことが書いてあって、「SDGsの考え方を活用し」って一言で言ってしまうと、非常に簡単なように聞こえますけども。

SDGsの考え方というのは、実にさまざまな側面がありますよね。17のゴールというだけでも物すごくたくさんのがあって、ジェンダーの平等であるとか、貧困の問題とか、平和

と公正とかですよ。もう莫大なことをさせているわけですよ。それをSDGsの考え方を活用して、ぼんと一言で言ってしまうているわけですね。実は、すごくさまざまなことがあって、そういうふうに言ってしまうと、何から手をつけていいのかわからないということがあるから、パラダイムシフトというのは、具体的に何を指すのかということ、まずもう少し具体的に整理しないと、どこから手をつけていいのかわからないし、言葉ばかり宙に浮いて、結局何もできないということになってしまうので、その辺を明確にさせていただきたいということと、SDGsなんかというと、むしろ国際的のいろんな課題がある中で日本という国の立ち向かい方とかという話が先にあって、そこから地方自治体が何をするのかという、そういう順序に一般的にはなると思うんです。

先ほどのご説明にもありましたように、市民や事業者の理解や協力を得ながらということが非常に大事であるのなら、非常に目に見える、東京五輪でも持続可能性を掲げているわけですし、先ほどの冒頭でご挨拶にありました、万博でも持続可能性を掲げているわけなので、もう少しそういうふうな地に足のついた、市民や事業者に理解できて、目標に向けて着実に足を運べるような、そういうふうなことを、間にぜひ入れていただきたいなと思います。

以上です。

○上甫木会長 ありがとうございます。

今の時点で、事務局、もう少し砕いた言い方ができれば、お願いしたいと思います。

○岡本環境施策課長 パラダイムシフト、時代の前提が大きく、連続的じゃなくかわるといような意味合いだというふうなことなんですけども、これまで大量生産大量消費というのが、そういう時代だったものが、循環型で持続可能な社会に大きくかわると、そういうことをイメージして記載をさせていただいておりますが、詳細につきましては、これから検討させていただきます。

○北辻環境局長 パラダイムシフトというのは、もちろんあれなんですけど、これ実は、国の環境基本計画の中でうたわれているお題目です。国の環境基本計画の中で、なぜパラダイムシフトというのが出てきているかということ、環境省とも議論しているわけなんですけれども、やっぱり国際的に、先ほどご説明しました2015年のパリの協定とか、SDGs、2030アジェンダということで、世界的には非常に大きな流れが変わってきている。特に、これまで環境と経済というのは対立的に捉えられた。特に、持続可能性と開発というのは対立的に捉えられたのが、今や実際のマネーも含めて、世界的にはCO₂削減ということを目標に、実際の金の動きも変わりつつあるという、1つそういう国際的に、世界的にパラダイムシフトが起こっ

ているよという状況を、やっぱり、我々行政主体、それと市民、事業者に対して、積極的に発信をしていきたいというふうに思っております。

その中で、課題は、中野先生おっしゃっていただいた、それをいかにわかりやすくするかというのが非常に大きな課題だと思っております、それは今後の議論の中で、具体的に、例えば、食品ロスはまだ半分にするよとか、プラスチックの問題はどうするよというようなことを、現に国のほうでも、今、一生懸命議論をしていますけれども、大阪市のほうとして積極的に、ある意味、市民への投げかけ、事業者への投げかけをやっていきたいというふうに思っています。

ですから、考え方としては、時代の転換というのが世界的に起こっている、それを行政として、また市民、事業者として共有化して積極的に発信していきたい。その中で、大阪市を取り巻く状況について、やっぱり、全てのステークホルダーにわかっていたとというのが、まず大前提だと思っておりますので、それを積極的に我々行政として役割を果たしていきたいという考えでございます。

○中野委員　ちょっと一言いいですか、一言だけ。

○上甬木会長　お願いします。

○中野委員　わかりますけども、私、ちょっとひっかかったのは、循環型社会の転換とか、そのようなパラダイムシフトは、地球サミットのころからずっと言われてきたことで、そんな新しいことじゃないですよ。だから、今回、言っているパラダイムシフトというのが、1990年代後半で言っているパラダイムシフトとどう違うのかというところを明確にさせていただきたいと思いました。

以上です。

○北辻環境局長　おっしゃるとおり、これをいかに市民に理解をいただくかというのが大事でして、そのためにどういう仕掛けをしていくかというのは、実は、頭を悩ませています。

1つは、やはりSDGsというのを持ってきているというのは、これは世界各国が合意した、しかも国連の宣言として非常にきつい表現で締めくくっている表現でもありますし、それを受けて、国のほうでもパラダイムシフトということで、環境省のほうでも第4次の循環型社会形成推進基本計画の中で、食品ロスは実質半分にするという数値目標を出しはりました。今、プラスチックについても、そういう議論を進めるとされています。ですから、そういうある意味、上位における錦の御旗というのを明確にするということと、もう一つは、やはり、市民に対する、公募をするというふうに申し上げていましたけれども、やっぱり、市民、事業者の中に、そういう考え方が浸透しつつございますので、そういう中からそういうアイデアを吸い上げて、

議論して、あわせて錦の御旗にして、大阪市として積極的にやっていきたいと。

ですから、そういう時代の転換点でいろいろそういう具体化ができてきておりますので、それをどういうふうに、今までの計画の中でもいろいろちりばめてはおるんですけども、わかりやすく市民、事業者に発信していくかということが大事だと思っています。

先ほどから議論にあります、この部会の公開とか、そういうことについても踏み切ったのは、実は、市民、事業者とできるだけそこをオープンに議論したい。それによって、ある意味、ハレーションが起こるかもわかりませんが、そこは積極的に議論していきたいということを、我々は考えおるところでございまして、そういう方向でまた議論を進めていっていただけたらなと思っています。

○上甫木会長 ありがとうございます。

ほか、どこからでも結構ですけども。お願いします。

○花田委員 今、このタイミングで環境基本計画をつくるというのは、とても難しいと思うんですね。それで、部会の先生方にはとてもご苦勞をおかけするんだろうなと思いつつ、お願いしたいことをちょっと申し上げたいと思います。

まず、大阪市という自治体を持っている課題、それから地域資源というのがあって、その上で、今、大阪市に求められる基本計画というのがあるはずだと思うんですね。ですから、大阪市が今求められているものに応えるような計画であっていただきたいというのが1つです。

それから、もちろん世界の動き、国の計画というのがあるわけですが、環境のこういう計画というのは、実は、地方、地域のほうが、むしろ先に行くというような気概を持って、それで計画をつくっていただきたいなというふうに思います。

国などにこういう計画があるので、じゃこういうふうにしましょうというようなことではなく、あるいは、こういうことが起こってしまったので、こうしましょうというような後追いの計画ではなく、先のことを見据えて、少しほかの自治体にはないような打ち出し方というのをしていただけると、すごくありがたいなと思いました。

ちょっと、資料4を拝見したときに、難しそうだなと思ったことがございます。それは、未来社会のデザイン公募というところでございます。未来社会をデザインするというので、それを公募しますということなのですが、こういう募集をするときに、何を求められているのかということが、事業者の方、市民の方、専門家の方がわかるような募集の仕方を、ぜひ、していただきたいと思います。

というのは、未来社会をデザインするというのは、余りに抽象的過ぎますよね。ですから、

この募集の仕方というのはとっても大切だと思いますが、そのあたりちょっと、実は、不安に感じているところがございます。ぜひ、何を求められているのかというのが、応募するほうがわかるような形にしないと、何か夢のようなものばかりが集まってきたとしても、ちっともここに反映できませんので、反映できるようなものが集まってくるような投げかけ方というのを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○上甫木会長 ありがとうございます。

大変、大事な指摘をいただいたんじゃないかと思うんですけども、具体的に、未来社会のデザイン公募ということに関して、今、お考えのアイデアがあれば、お願いしたいと思います。

○岡本環境施策課長 ありがとうございます。

我々もこの未来社会のデザイン公募、やり方を工夫しないといけないというふうに思っております。我々のほうで、大阪市の置かれている状況でありますとか、求められていることとか、課題とか、データ含めて、お出しをした上で、あるいは年齢階層なんか我々のほうで想定もさせていただいた上で、募集をしていくようにしたいというふうに思っておりますし、これについては、きょうの審議会なり、部会の先生方ともご相談して、募集の仕方については、検討していきたいというふうに思っております。

○上甫木会長 ありがとうございます。

先ほど、何が求められているかということ、これまでの総括を、やはりしっかりとやっておくという、一足飛びに飛ぶんじゃなくてという、そういうご指摘だったかと思います。

多分、市民の方にわかりやすいというもので、よくあるシナリオ型の計画であるとか、やはり、プロセスをしっかりと追っていくというような形で考えていく意味で、やっぱり、総括も大事ですし、そういうものを先に提示して、その上で未来デザインを描いていただくというのが非常に足が地についた形の提案がいただけるんじゃないかと思いますので、公募に当たっては、何かそんな工夫もお願いできたらなというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

○神田委員 先ほどもいろんな方がおっしゃってますけども、この先、特にさっき見せられた計画にあったのはめちゃくちゃ難しいという中で、今回、持続可能社会というキーワードが出てくると。この持続可能な社会というキーワードが結構、私はくせ者だと思っていて、恐らくこのキーワードってずっと出続けてるキーワードでもあるのかなと思うんです。

じゃ、どうやって続くんだろうと思ったときに、逆に続かないケースって一体何なんだとい

うと、やっぱり活動して行ってしんどくなってきたでありますとか、あるいはお金が続かなくなってきたというところがあって、逆に言うと今回のこの計画のこの改定で、そこをどうやったらクリアできるのかというのを、少しがめつく考えてもいいのかなというふうに思っています。

言いかえると、楽しんで環境に対していろんな行動をする、あるいは計画を立てる、実行してみる、あるいはもうかるというキーワードもある。そういうお金の循環という着眼点があるのかなと思っています。むしろ、あるいは環境に配慮をすることでいろんな手続、順番というのが時間が短くなりましたとか、今までの環境に対する配慮の認識というのは、ちょっと面倒くさい手続というのが、恐らく企業からしたらあった可能性があるかもしれないんですけども、むしろここに配慮することでトータルの時間が短くなったというような、そんな軸で見えていてもいいのかもしれないです。

とにかく、やることによって三方よしというような仕組みというものを、何か築いていけたらなど。

この資料4にもありますけども、「経済と環境の統合の明確化とそのための仕組み」というところが私自身、1つ肝なのかなと思っています。

まだ、初回ですので、ばくっとした意見で、じゃ、具体的にどうすればいいのというところ、これからだと思んですけども、今の発言はそのようにちょっと無責任な部分もありますが、楽しむ、もうかるといったあたりは、結構、切り込んでいてもいいのかなというふうに個人的には思っております。

○上甫木会長 非常に大阪市の1つの特徴かなとは思いますが、このあたりご指名してあれですけど、藤田委員なんか。

○藤田委員 ご指名いただきましてありがとうございます。

まず、委員の先生方からいただいた質問の中で、私の専門の中からお答えできることがあるとすれば、まず、1点目は環境についてのマスタープランのようなイメージで考えていくというようなお話があったかと思えます。大阪市さんに限らず国もそうですけれども、マスタープランがアクションプランになっていないということがこれまで繰り返し言われてきたことかと思えます。計画はつくったのだけれども、実行段階でさまざまな問題があるということで、そういうことから言いますと、マスタープランのようなものをつくることによって事業の予算取りができて、実行可能性を高めていくというようなご指摘、事務局のほうから事業化していくというお話はございましたので、恐らくその財政面を担保するという意味では、この環境基本計画の計画をアクションプランにしていくための事実をつくっていくというか、そういった

ことは一方では必要なのかなというふうには感じております。

三方よしというのは、本当に日本の滋賀県のほうではずっとそういった形でいろいろ地域おこしというので成功事例、NPOさんを中心とした人も含めての協働と参加ということで、いろいろ高評価を得てるような事例もございます。

1つ、もうけるとかといった場合に、そのもうけをどこに見るのかというようなことです。時間軸で言うと未来をデザインするといった場合も、短期的に見るのか、長期的に見るのか、超長期的に見るのかで、委員の先生や市の方も十分御存じのように社会、経済の変化が非常に激しいこの段階で、未来を見るというのはかなり難しいというのは共通。例えばAIといった問題ですとか、あるいは人口動態の変化や、経済も今のような、大阪市のようないくつかの第三次産業主体でどこまでいけるのかとか、社会全体をデザインするという中で環境の面をどう見ていくのかというような視点もまた一方では必要かと思えます。これは、1つ計画を立てて全部が解決するというよりは、非常に時間的にも、空間的にも、社会的にも、多層的な問題が含まれております。ですので、今回の部会のほうでそのあたりの重層的な問題をどういうふうに整理して、一番は市民の方にわかりやすく、多様な主体の人が協働して考えていけるようなわかりやすいものをつくっていくということかと思うのですけれども、そのあたりのところは部会の先生以外にもこの委員会の先生や、もちろん市民の方や事業者の方や行政の方と、できるだけ広く議論をする場をふやして考えていくことが、遠回りなように見えてすごく大切なことなんじゃないかなというふうに感じております。

ありがとうございます。

○上甫木会長　どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。何でも結構ですので。指名してあれですけど岡委員、NPOとかいろんな活動をされてる立場から、何かご意見があればお願いしたいと思います。

○岡委員　岡ですが、どうぞよろしく申し上げます。

同じような意見になるとは思うんですが、やはり最後の資料4のこれをいただきまして、パラダイムシフト、これはこう一般的にはわかりにくい。国の計画とか、いろんな段階で、国際的にもこのような、根底からシフトを変えていかざるを得ないという、そういう危機感で全般的な構造、これを変えていかんとあかんという考え方なんだろうけれども、非常に大阪市、大阪市民にとってはやっぱりちょっとわかりにくい。ですので、こういう言葉も必要かもしれませんが、何らかのもう少しわかりやすい、例えば、一番上の「ステークホルダーとのパートナーシップを強化する。」、あらゆるということでしたら、市民というのが大事ですので、本

当に大阪レベルでいけば、みんなでなんかええ町、大阪やんみたいな、そういうふうなやわらかいキャッチフレーズが要るぐらいのかみくだき方をしないと、先ほどおっしゃられましたように、プランが行動計画になって、実際には動いていかないというようなことになってくるのかなと思います。

今、ちょっと長くなって申しわけないんですけども、こちらのほうの資料4で提示いただいた、この3つの柱とか、こういったあたりのちょっと概念をもう少し進化させていただいてチャート図のような、これまでの今の現在の計画が目次でこう並んでまして、3つの柱とか、それから各主体の行動とかが書いてあるんですけども、これの今の計画の中身がどのように移相して変わって、それからどのようにパラダイムシフトが、その中身に生まれてくるのかとか、そういったチャート図的な概念図といいますか、そのあたりがちょっと次回とかでは、部会では、もちろんデザイン公募のときには必要で、もうちょっとわかりやすい言葉が必要だと思います。

それから中身の1つとして、先ほどのどなたかの先生がおっしゃっていただきましたけども、やはり市の課題、あるいは関西圏とか、国の課題になるかもわからないんですけども、やはりそこにあるものを、課題、あるいは背景というものを抽出するような内容で、かなり、これまでの今の環境計画の中身を落とすということではなくて、その中からこのパラダイムシフトを果たしていくために展開していけるような重点的な課題、こういったものを、やっぱり何点か大きくポイントで、大きな柱は3つあるんですけども、実際の、本当の大阪市内の、大阪市あるいは大阪市と共生圏をつくれそうなところの課題も何点かやっぱり重要なもの、特にパラダイムシフトに供していくようなもの、そういったものを挙げていかないと。本当に抽象的なと言ったら失礼ですけど、そういった形だけでは実際に動いていかないのではないかなと。

私はどちらかというと、生物や自然環境ですので、例えば、非常に強い緑化とかをしなければならないと、それから自然面の保護、保全をしないといけないんじゃないかと思ってますんですけども、上浦木先生を前にちょっとあれなんですけども、例えば強い緑化、強力な緑化とかをしますと、それが自然面の保全をすると、恐らくCO2の排出が抑えられたりとか、ヒートアイランドに関して抑えられたりとか、片や生物多様性に供したりとか、それから防災の面でも神戸の震災からでも結果が出てますように、そういう緑化をしていると、そういう火災とかのときに若干でも力になるというようなこともありますんで、そういう中心的な大きな課題ですね。それが今のところ、大阪市にはないという。そういう課題をやっぱりちゃんと抽出して、そういうものを並べておかないと実際には動いていかないんじゃないかと、そのように。先生

長くなりまして、済みません。

○上甫木会長　ありがとうございます。どんどん宿題がふえていくわけですけど、さらに何かご意見はいかがでしょうか。

市民活動団体の方とか公募委員の方、何かございませんか。お願いいたします。

○松田委員　私は公募委員で、こちらのほうの委員にならせていただいているんですけども、先生方の話されてる言葉も本当に私としまして、私はほんまの一市民なんです。だから、言われてることがもう半分わかるんですけど、半分わからないです。

ただ、僕もこの間から勉強させていただいているのが、低炭素社会に向けてとか、温室効果ガスをいかに削減するかというのを、いろいろお聞きしてるんですけども、温室効果ガスをいかに抑えてるのか、またそれをはかるのは、どういうシステムではかられてるのか、そんなものも全然わからないです。はっきり言いまして。

だから、市民としては、市民の目線で見させていただいてわかりやすい基本計画、それをやっばり出していただくのが一番じゃなかろうかなと思うんですけどね。そうしたら、我々も、町内会の連合なんかも通じて、いろいろ協力するとか、例えばヒートアイランドの問題にしても、この間、我々のほうでもいろいろと意見は出まして、打ち水をするということはやっぱり町会、町内会、町会連合、全体で取り組もうじゃないかというような話も出てます。

ただ、今お聞きしてる話は我々にしてみたら、もう何か雲の上の話で余りわからないんですよ。だから、今回、大阪市の環境基本計画を出される場合には、我々でもわかるような点に考慮していただければなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○上甫木会長　多分、そうしないと、本当の意味の環境基本計画にならない。

○松田委員　そうですね。やっぱり市民が協力せんことには、何もね。

○上甫木会長　そうですね。いかがですか、環境ネットの。

○水藻委員　「SDGsの考え方を活用し」のところなんですけども、スタートラインをどこに置いているのかが読めないんで、最終的に向上してますと言われても、そうなんやというふうに思ってしまうと思うの。今やられてる環境施策そのものが、どこにおいてもやっぱり17のゴールのうちのどれか1つか2つかは入ってると思うんですよ。それをスタートラインにした上で、さらなる改善なり、取り組みをすることによって向上を目指すということが言えるのではないかと思われるので、スタートラインを一旦、明確にさせていただきたいかなと思います。

○上甫木会長　ありがとうございます。

西岡委員、何かございませんか。

○西岡委員　かなりちょっと大きな問題なので、直接のパラダイムシフトに関して何か意見があるというわけじゃないんですけど。

私の専門の近いところで、ヒートアイランドの問題があって、今、資料1-1ですね。熱帯夜日数が2000年を契機に少しトレンドが転換して、少し下がり気味と。

ヒートアイランドの問題も、先ほど大気汚染の話が出ましたけれども、地球温暖化の傾向とか、より大阪市というある種ローカルなエリアだけの話だけじゃなくて、もっとグローバルな気候の話が絡んでいるので、そういう大きなトレンドとなかなか分けがたいところがあります。ですので、これ、目標を掲げたときに大阪市として達成したかどうかというのは、非常に検証が難しいし、そもそも数値的な目標になじむのかどうかということとは実はあるんじゃないかなというふうに見てます。

一方で、ヒートアイランドの話は、地球環境問題、地球の温暖化とかも共通するような加害者が我々自身であって、広く広がっていて、それで今差し迫ってすぐに死んでしまうような危機というのはないけれども、長期的にこのままではまずいんじゃないかというようなことなので、放置できない問題でもあると思います。ですので、何かその辺のギャップというか、都市の問題であるにもかかわらず、影響としては薄く広くてなかなか見にくいというようなギャップもあるので、この辺を今のやっぱり地球温暖化のアプローチというのはボトムアップのアプローチを入れてうまく進めようとして、それが社会的な仕組みの中に入れようとしてる点があると思うので、このヒートアイランドの問題に関してもボトムアップでできる部分というのは分離して、1つこの大きな熱帯夜日数という目標は目標で、これは例えば都市開発とかという、そういう大きな機会に、そういう正しい選択をするようなという部分で置いておいて、もう一つは先ほど市民の活動の中でも出ましたけれども、市民ができるレベルのボトムアップのアプローチというのを位置づけて、その両輪を回す必要があるかなというふうには思っています。

そのパラダイムシフトと言ったときに、市民の意識としては、ここは大事だというふうに根づいてると思います。ただ、一方では企業だと、やっぱり利潤とか、収益のそういうところからしたときに、ヒートアイランドの問題というのが必ずしも結びついていないなというところもあるので、そこのパラダイムシフトという点で企業とか、そういうもう少し組織的に動くときにも、動機づけというような、そういうものがあると、どこのヒートアイランドの問題も進むんじゃないかなというふうに考えてます。

ちょっと特定の問題だけでしたけど。

○上甫木会長　ありがとうございます。

島田委員、何かございますか。

○島田委員　大阪市が抱えている課題に焦点を当てて、具体的に計画を作ってもらいたいと思いました。

例えば、今年の夏は全国的に暑いですが、特に大阪では、家が接近し過ぎているところが多くて、窓を開けていたら、エアコンの室外機から出る熱い風で暑くて寝られません。この前、西宮の方からお聞きした話では、西宮では家が点在しているので、窓を開けて寝られるとのことでした。

大阪市、特に建物が密集しているところで、熱帯夜をより一層過ごしにくくしている環境をどう変えていくのかを考えると、今回公募する「未来社会のデザイン」にも出てくるイノベーションの力で、室外機から出る、夏は熱い風、冬は冷たい風を何とか変えることができれば、大変画期的で大阪市らしい取り組みになると思います。計画に反映するのは難しいかもしれませんが、市民の感覚でいうと、夏場に室外機から熱い空気が出なくなれば、大阪市でも夏の夜を快適に過ごせると思いますので、企業の技術を結集していただいてイノベーションできたら素晴らしいと思います。

また、緑化に関しても、緑被率はここ何年も変化がなく、特に、私の地元の阿倍野区は緑が少ないと感じます。熱さを和らげてくれる緑の配置など、様々な内容を計画の中に盛り込んで、具体的な成果が得られるよう計画を作ってもらいたいと思います。

○上甫木会長　ありがとうございます。

この間、生物多様性の戦略でもそういうようなやっぱり議論があって、私の専門からすると、やっぱり自然を規範としたような都市計画というか、そういうのをやはりかなり見直していかないといけないのかなというような気はしております。

市位さん、いかがでしょうか。

○市位委員　ありがとうございます。いろいろと議論がありました資料4のコンセプトのところなのですが、これは非常に概念的で難しいということだと思っておりますけども、「未来社会をデザインする。」と最後に書いています。「英知と技術を結集し」ということなんですけど、これ、まさにリーダーシップを発揮して、横串を刺すということを先ほどおっしゃっていただけですけども、まさにこの「英知と技術を結集し、イノベーションで人間が輝く豊かな未来を切り拓く。」というのは、経済戦略局が専門だと思います。来られていますけど、いろんなところの英知を

結集して、とりあえずつくりましたというような基本計画にならないように、しっかりいろんな意見を聞いて、環境局のほうもしっかりとリーダーシップを発揮して基本計画をつくっていただきたいなど要望いたします。

以上です。

○上甫木会長 ありがとうございます。

和田委員、ちょっとおくれて来られましたけど、ご意見があれば。

○和田委員 遅刻して申しわけないです。

これまでの議論をどこまでキャッチアップできているかわかりません。繰り返しになるかもしれないです。

恐らく今までこの資料4の新計画のコンセプト、パラダイムシフト、ここを議論されていたと思います。ここで、1点だけ私が意見あるとすれば、先ほどから話題に出ています温暖化対策、パリ協定の話です。

大阪市で、温暖化対策をするというのは、そんなに多くのことはできないのかもしれない。しかし、やれることはあります。それを考えると、パリ協定との整合的な新計画をつくるというコンセプトをどこかに入れていただきたいという意見です。

例えば、2つ目の「SDGsの考え方を活用し」、このあたりで、その小項目として、1つの案ですけど、パリ協定との整合性みたいなことを言ってもいいのかなと思います。なぜならば、パリ協定は温暖化対策ではありますけど、あれは持続可能な社会というのを究極的には目指していると考えられるからです。しかも、今後の世界というのは、今後何年か、もしくは何十年間かは、パリ協定を基本に動いていくものだと考えられるからです。

以上です。

○上甫木会長 ありがとうございます。

一通りいろんな意見をお伺いしましたが、ほかの意見をまた聞くと、いろんなことが気になるかと思しますので、これだけはちょっと言っておきたいよというのがあれば、ご発言をお願いできたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○岡委員 よろしいですか。

○上甫木会長 岡委員お願いします。

○岡委員 ピンポイントで。ぜひ、今の環境基本計画に多分入っていないんじゃないかなと思いますのは、都市内の農地の件ですが、生産緑地問題が2022年で法的な期限がありまして、この問題がいろいろと、わずかな大阪の中の緑、水田も含めて。水田が多分9haほど。それ

でも大阪市内にありますので、そういった都市内の農地問題も、ぜひ、自然面のエリアに入れていただいて、できるだけ保全していただけるような、それもみんなで保全できるような、できるだけ安易には宅地とかにはならないように、難しい問題ではありますけど、そのあたりをちょっと、もうすぐになりますので、審議していただいたらと思います。

○上甫木会長 ありがとうございます。

生物多様性部会のときに、岡委員に入っていたかなかったのかで余りお伝えできていなかったかと思いますが、かなり農地の問題もご指摘はさせていただきましたので、環境基本計画の中でもそれをちゃんと触れていただいと。さまざまなやはり役割を持っていますので、ぜひご検討お願いできたらというふうに思います。

そうしましたら、ほかにご発言よろしいでしょうか。松田委員お願いいたします。

○松田委員 大変初歩的な質問でございますけども、今言われていますように、持続可能な社会というのは、基本的にはもとに戻らないということですね。不可逆的にもとに戻らないから持続可能という言葉が出てくるんじゃないですか。私、普通の一般市民としての考え方なんですけどね。

○上甫木会長 事務局。

○北辻環境局長 一般的に言われていますのは、例えばCO₂の削減問題にしても、私が生まれたのは1959年ですけど、そのころって地球の人口って30億人だったんです。今、75億人。2050年には98億人になろうとしている。しかも、1人あたりのCO₂排出量というのは、右肩上がりです上がっていますから、仮に、我々日本人と同じような生活レベルを中国、インドを含めた世界の人がやりたいというのは当然だと思うんです。これを何も対応しないで、ほっておいたら、今でも異常な災害が起こっていますけど、今、手を尽くさないともたないよという意味で持続可能性が問題になっているという状況だと、よく言われています。

その中で、持続可能な社会というのは、資源でありますとか、そういう環境負荷が小さければ、我々の地球というのは、その環境負荷を吸収するだけの能力を持っているんですけども、やっぱりその環境負荷が一定、地球のキャパシティを超えてしまうと、もう我々人類の生存にも影響を及ぼすような形になりつつある。これはCO₂だけじゃなしに、化学物質も含めてそういうふうに使われています。マイクロプラスチックの問題もそうですし。

ですから、それに今我々自身が気づかなければならないというのが2015年のパリ協定、SDGs。それを受けて、日本においても安倍総理が本部長になって、その推進をしておられる。その中で、環境省もそういう環境基本計画をつくった。

ただ、先ほど来言われていますように、国というのは一応錦の御旗を上げて計画はやれますけど、その具体の弾込めは、やっぱり我々基礎自治体、市民、それと事業者という形になりますから、我々の中で、本当に大変な課題だと思いますけど、その難しい課題が何かということも含めて共有化をしていくというのが非常に大事かなと思っていて、実際、市民がわかりやすい計画をつくるということでやると、いろいろ反発とか、いろいろ話も出てくると思います。そういった内容についても国とかそういうところに上げて、そこは共有化して、やっぱりそこは国の制度の改善を求めるとか、とにかく、我々大阪市でできることは限られていると思うんですけど、そういう問題を共有化して対応していきたいと考えております。

○松田委員 初歩的な質問でまことに申しわけございませんでした。

それと、部会のほうでまた意見を集約されるということなんで、我々市民としての考え方を申し上げるとすれば、エコ家電に対してエコポイントをつけるとか、それから、再生可能エネルギーの中で、特に大阪の場合なんかだったら、僕は波力発電とかいうのも研究課題として入れられたらどうかと思うんですけども。その辺、よろしく願いいたします。

○上甫木会長 どうもありがとうございました。

一通りいろいろ貴重なご意見をいただきましたので、部会のほうでもんでいただきたいと思えます。下田先生には大変ご苦勞をかけますけど、よろしく願いしたいと思います。

そうしましたら、次に、議題で、「その他」としまして、前回の審議会で和田委員のほうから問題提起がありました、審議会における傍聴者の遵守事項について取り上げたいと思えます。事務局より説明をまずお願いしたいと思います。

○岡本環境施策課長 そうしましたら、審議会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。資料5をごらんいただきたいと存じます。

前回1月の審議会におきまして、和田委員がご提起をされました、審議会における傍聴者の発言に関する取り扱いに関しまして、事務局の見解をご説明いたします。

まず経緯でございますが、前回の環境審議会におきまして、傍聴者から発言したい旨の発言がございました。資料の5-1に傍聴要領をつけさせていただいておりますが、この傍聴要領では、傍聴者の遵守事項として、2の(6)でございますけども、「発言、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。」というふうになっておりまして、傍聴者の意見表明を認めていないということでございましたので、発言を認めないという対応を行いました。

この取り扱いに関しまして、和田委員より、時間に余裕がある場合は傍聴者の発言を認めてもよいのではないか、あるいは、傍聴要領について審議会で議論をしてはどうかというふう

ご意見をいただいたところでございます。

事務局の見解でございますが、資料5のほうに戻っていただきまして、まず見解としましては、傍聴者の審議会での発言を認めることは適当ではないというふうに考えてございます。その理由につきましては、下のほうに記載をしております。

まず1点目として、審議会は、学識経験者や、団体・議会の代表者、一般公募委員など委嘱を受けた委員による審議の場でございますが、傍聴者は静穏に傍聴する立場であるというふうに考えております。

2点目といたしまして、傍聴者の発言を認めることによりまして、審議会の公正、円滑な運営を損なうおそれがあるというふうに考えております。

それから3点目でございますが、資料の5-2をごらんいただきたいと思います。こちらの2枚目の裏面でございますが、この資料は本市の審議会等の設置及び運営に関する指針ということになっておるんですが、この指針の「2 公開の方法」の(4)のところでございます。「傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。」というふうにされております。

それから、元の資料5に戻っていただきまして、4点目でございますけれども、市民の意見等を聴取することは大変重要でございますけれども、その手法といたしましては、委員の一般公募やパブリックコメントなどがございます。

事務局の見解は以上でございます。

○上甫木会長 ありがとうございます。この問題に関しまして事務局から説明いただきましたけれども、各委員からご質問とかご意見がありましたらお願いしたいと思います。

和田委員お願いいたします。

○和田委員 和田でございます。私が提案したので、ちょっと補足をさせていただきます。基本的にはこの場で、審議会でも多数決で決めていただければというふうに、結論としては考えております。

私が傍聴者の発言を認めてよいのではないかと前回発言しましたが、何も自由に傍聴者が発言していいと、こういう趣旨で述べたものではありません。あくまでも、審議会というのは、委員が議論する場というのが原則でして、委員が十分に議論できることが大前提だと思っております。

しかし、例えば6時から8時という時間が決められているときに、あと10分余ったけど、もう審議は全て終わりましたというときに、傍聴者が発言したいと言ったときに、それを拒む理

由はないんじゃないかと考えます。むしろ、そういった意見も聞いてみたいという、こういう趣旨で述べたわけであります。

それで、この資料5の事務局の見解に対して、少しコメントをしておきますと、1つ目、傍聴者は静穏に傍聴する立場にある。これはまさにそのとおりです。ですから、私もこの審議の中で不規則発言があつたりしたら、それは厳しく制限すべきだと、こういう意見です。ですから、私の立場と矛盾はありません。むしろ、時間が余ったときなどに意見を聞いてみてもいいんじゃないかという、こういう立場です。

それから、2つ目ですけど、これも同じように、審議会の公正、円滑な運営を損なうおそれがあるということですけど、私が今言った方法ならば、特に公正、円滑な運営を損なうことはないんじゃないかというふうに考えております。

それから、3つ目ですけど、ちょっと私聞き逃したんですが、3つ目の話は規則の指針の中の第5条とおっしゃいましたか。何条でしたか。

○岡本環境施策課長 2枚目の。

○和田委員 5-2ですか。資料でいうと。

○岡本環境施策課長 そうです。資料でいうと2枚目の2に「公開の方法」というのがございますが、こちらの(4)でございます。

○和田委員 2枚目というのは、何の2枚目ですか。

○岡本環境施策課長 資料5-2です。

○和田委員 資料5-2ですね。

○岡本環境施策課長 はい。

○和田委員 5-2の何ページ目になりますか。

○岡本環境施策課長 ページは打っていないんで恐縮なんですけども、三枚物ですけども、2枚目の裏面でございます。

○和田委員 ということは、ページでいうと4ページ目になるんですか。

○岡本環境施策課長 そうです。で、「公開の方法」というのがありますが、その中の(4)でございます。

○和田委員 なるほど。静穏に傍聴するものとするということですね。傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴すると。これも、私が言いました方法であれば矛盾はないと考えます。議事進行を行う者の指示に従って静穏に傍聴しながら発言の機会を求め、手を挙げて発言を認められるということは、何も静穏を阻害する

ものではないと考えています。

それから4つ目の点ですけど、一般公募やパブリックコメントなどで市民の意見を聴取できるとの点ですが、それはそのとおりなんですけど、それにプラス、時間が余れば意見を聞いてみても、それは何ら害にならないんじゃないか、むしろ我々にとって有益な意見が出てき得るんじゃないかと考えております。

ですから、やはり、私の意見としては、時間に余裕がある場合は傍聴者の発言を、この審議会の中でも認めていいんじゃないかという考えです。

以上です。

○上甫木会長　今、補足的な説明をしていただきましたけども、ちょっと私のほうから確認なんですけども、時間に余裕がある場合というのは、それはいわゆるもう審議会の審議が終了した後にという、要するに審議会の中であれば、やはり審議の中の意見になりますので、いわゆる終了した後のという意味合いでおっしゃっているのか、それではなくて、審議会の中でというのであれば、先ほどおっしゃっていた要するに審議会というのは委員がやるんだということの原則から外れてしまうので、それはいかがなものかなというふうには思うんです。そこはどのようなふうか。

○和田委員　私の発言の趣旨は、あくまで審議会の中でという意味です。審議が終わった後でというのはあくまで例示でして、仮に時間に余裕があると見通すことができるならば、審議会の途中で聞いてもいいかと考えております。

あと、もう一点だけ。なぜこのような運営を私が提案しているかといいますと、約20年ほど前に河川法というのが改正されて、流域委員会というのができました。その流域委員会を傍聴したことがあるんですけど、ある流域委員会では傍聴者の発言を認めていたんです。そのような運営をしていました。あれもこの審議会と同じように流域委員会の中で委員が議論する場でした。しかし、傍聴者の意見を聞くという姿勢は持っていて、傍聴者の意見を聞くことは拒まないと、こういう運営をしていました。それも参考に、私の発言をしております。

○上甫木会長　この件に関して、各委員、いかがでしょうか。何かご意見。

事務局の先ほどの説明がありましたけど、これは繰り返しになりますけど、この事務局の見解がありますので、それで、発言を認めることは適当でないという。私の意見はちょっと置いておいて、何かご発言があればお願いしたいと思っておりますけども。

○水藻委員　はい。

○上甫木会長　お願いします。

○水藻委員　私は、今のままでもいいんじゃないかと思っております。というのは、やっぱり途中で審議に加わったときに、全く違う意見が出されたときに、それに終始してしまう可能性があると思っております。だから、時間が余ったときに限り、終了した後でご意見をいただいて、それはあくまでもパブリックコメントと同じ扱いにするぐらいの感覚だったらオーケーかなと思いますけれども、途中で入ってこられるのは、ちょっと審議の妨げになる可能性のほうが大きいと思われまます。

○上甫木会長　ありがとうございます。この事務局の見解の、要するに審議会の公正、円滑な運営ということが担保できない可能性があるということですね。

ほか、いかがでしょうか。

事務局の見解に関して、和田委員は提案者でもありますからご意見を述べられましたけども、事務局の見解に対して何か疑義がある委員があればご発言をお願いしたいと思いますけど。

○市川委員　はい。

○上甫木会長　お願いします。

○市川委員　これは、いいとか、悪いとかじゃなくて、考え方のあれなんで、私は事務局の見解でいいと思います。

○上甫木会長　ありがとうございます。

そうしましたら、私自身も事務局の見解でいいんじゃないかということで、先ほど水藻委員からご発言がありましたように、やはり途中で入れるとすれば、いろんな審議の公正云々というような話にもかかわりますし、多分審議が終了してからの取り扱いはちょっとこれまた微妙な問題があるので。これは審議会なので、やはり原則、委員が議論する場であると。それぞれ市民代表であるとか、いろんな団体の代表とかが集まられて、委嘱を受けてやっているの、一応審議会であって、我々はやはり傍聴者の前で議論するわけですから、そういう中で一定の緊張感を持ってやっているということにもなりますので、審議会委員の責任の上で議論を進めていけばいいのかなというふうに思っております。

その上で、いろんな意見をまた、今回も少し前向きな意見の聴取も、事務局のほう、考えておられますので、そういう市民の意見を非常に幅広くやっぱり取り込んでいくということは、今、和田委員の考えのもととも合致すると思っておりますので、基本的にはこれまでどおり、傍聴者の審議会での発言を認めることは適当でないというふうにやりたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

和田委員、いかがでしょうか。決をとりますか。決は余りとりたくないですか。

○和田委員 決をとるかどうかはお任せしますが、私の意見としては最初に述べたとおりです。ただし、私は多数意見に従います。

○上甫木会長 わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、きょうの皆さんのご発言を踏まえまして、当審議会としては、傍聴者の発言を認めないという取り扱いとしたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、以上で本日の予定の議事は全て終了しましたけども、全体を通じて何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、これで本日の議事を終わらせていただきたいと思います。

委員の皆様どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○司会 上甫木会長並びに委員の皆様方には、長時間ご議論いただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして、第35回大阪市環境審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。